

東弁25人第102号
2013年7月4日

警視庁

警視総監 西村 泰彦 殿

東京弁護士会

会長 菊地 裕太郎

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴庁に対し、下記のとおり警告をいたします。

記

第一 警告の趣旨

警視庁第二自動車警ら隊司法警察員巡查部長B（当時）、同司法巡查C（当時）が職務質問、所持品検査の後に逃走する申立人をホテルエントランスホール内で制圧した行為、その際に申立人の左手の甲、鼻の上、右眉の上、右耳の擦り傷、首の発赤などの傷害を負わせた行為は、申立人の身体を過度に拘束する実質的逮捕と評価されるものとして、令状主義を潜脱し、申立人の身体を自由を侵害するものです。

また、新宿警察署警察官らが申立人を新宿警察署へ同行させ、新宿警察署で留め置いた行為並びに警察病院へ連行し、強制採尿した行為は、申立人の明示ないし黙示の承諾がないなかで上記制圧行為を利用したものとして、令状主義を潜脱し、申立人の身体を自由を侵害するものです。

よって、今後、職務質問、所持品検査並びに任意同行に伴い、必要性かつ相当性を逸脱し実質的逮捕と評価される有形力の行使、さらには、かかる制圧行為を利用して被疑者の明示ないし黙示の承諾がないにもかかわらず、新宿警察署への同行、留め置き、警察病院への連行並びに強制採尿を行わないよう、警告いたします。

第二 警告の理由

一 前提事実

1 職務質問・所持品検査

2008（平成20）年7月24日午前9時45分頃、新宿区歌舞伎町2丁目36番3号アシベ会館前路上において、警ら中の巡查部長B（当時）と巡查C（当時）（以下「相手方警察官ら」という。）が、申立人に対し、職務質問・所持品検査を行った。

その際、申立人は、突然その場所から立ち去った。

2 立ち去り後の追跡・暴行・身体拘束

1の職務質問・所持品検査の後、相手方警察官らは、申立人を職務質問・所持品検査の場所から約80メートル追跡し、2008（平成20）年7月24日午前9時52分ころ、同区歌舞伎町2丁目27番4号クィーンズタウンホテル（以下「ホテル」という。）1階ロビー内で申立人に追いついた。

相手方警察官巡査部長B（当時）は、同日9時52分ころ、ホテル従業員に110番通報を依頼し、相手方警察官らが申立人の身柄を確保した。

相手方警察官らの応援要請により数名の警察官が現場に到着した際には、申立人は抵抗できない状態でぐったりとして暴れるのを止め、すっかりおとなしくなっていた。

3 警察署・取調室への連行

その後、相手方警察官らが、申立人に対し、新宿警察署（以下「相手方」という。）への任意同行を求めたところ、申立人は黙ってうなだれた様子で警ら用無線自動車の後部座席に乗車させられ、相手方に同行させられた。

4 警察病院への連行・強制採尿

申立人は、2008（平成20）年7月24日午後2時に警察病院に連行され、医師による強制採尿が実施された。

二 認定した事実

1 2008（平成20）年7月24日午前9時45分ころ、新宿区歌舞伎町2丁目36番先の路上において、相手方警察官らに声をかけられた際、申立人が相手方警察官らに気付くや驚いた様子で足早に立ち去ろうとしたことから不審と認め、相手方警察官らは、申立人に対し、職務質問を開始した。職務質問当時、汗をかき、目はぎょろぎょろとしながら唇を舐めるなど、薬物常用者の特徴が見受けられた。

2 1の職務質問の際、相手方警察官巡査部長B（当時）が申立人に対して帽子の中に所持品を入れるよう申し向け、同巡査C（当時）が申立人の着衣の上から触れることを申し向けると、申立人も素直に応じたため、相手方警察官らは申立人の財布・免許証などの所持品を確認した。

3 2の所持品検査の際、犯歴照会の結果、申立人に覚せい剤の犯歴が多数あることが判明し、さらには申立人の右腕の内側に注射痕が2つあることが確認されたことから、相手方警察官らは、申立人に対し、職務質問・所持品検査の継続について説得を続けたところ、申立人も渋々ながらも一応これに応じた。

4 1の職務質問及び2の所持品検査の際、申立人は、いきなり相手方警察官巡査部長B（当時）から免許証を奪い取るような形で取った後、その場所から立ち去った。

5 申立人が職務質問・所持品検査の場所から立ち去った後、相手方警察官巡査C（当時）が約1.5メートル後方、同巡査部長B（当時）が約2メート

ル後方を追跡し、2008（平成20）年7月24日午前9時52分ころ、職務質問の場所から約80メートル離れたホテルのエントランスホール内で、申立人は相手方警察官らの有形力の行使により仰向けに倒れた。

- 6 5の後、相手方警察官らは、相手方警察官巡査C（当時）が申立人の右手を制止するとともに、床を向いたような状態で若干申立人に背を向けるような姿勢によりその右脇腹が申立人の上半身に乗りかかる形で、相手方警察官巡査部長B（当時）が低い姿勢の状態で申立人の左手を制止し、2人がかりで申立人を左右から2、3分押さえ続けた（以下「制圧行為」という。）。
- 7 申立人は、6の相手方警察官らに制圧された際、左手の甲、鼻の上、右眉の上、右耳の擦り傷、首の発赤などの傷害を負った。
- 8 申立人は、相手方警察官らの制圧行為によって自ら立ち上がる気力や体力を失い、抵抗せずに相手方警察官らにより警ら用無線自動車に乗せられ、2008（平成20）年7月24日午前10時20分ころ、誘導されるままに相手方の取調室まで連行された。
- 9 8の当時、申立人は、相手方への同行について黙示的にも承諾したとはいえ、むしろ相手方への同行及び相手方での取調べを拒否する意思を有していた。

三 判断

1 職務質問・所持品検査について

二1の認定によれば、申立人の薬物常用者の特徴、相手方警察官らに気付いた際の態度などの申立人の異常な挙動、歓楽街である新宿歌舞伎町の路上という場所、午前9時過ぎ頃という時刻、その他周囲の事情から合理的に判断すれば、相手方警察官らの職務質問は、警察官職務執行法第2条1項の要件を満たすと言い得るものである。

また、二2及び同3の認定によれば、所持品検査は、職務質問に付随していること、申立人の承諾を得ており、強制に至ってはいないこと、捜索に至らない程度であったことなどが認められる。

よって、相手方警察官らの職務質問・所持品検査は、いずれも違法とまでは認められない。

2 立ち去り後の追跡・有形力の行使について

(1) 仰向けに転倒させた行為について

申立人の立ち去り後に追跡し、ホテルエントランスホール内で申立人を仰向けに転倒させた行為は、職務質問・所持品検査を継続する必要性と緊急性が認められる状況において、相手方に連行するなどのために申立人を引き倒して押さえ付けたというようなものではなく、逃れようとする申立人の抵抗が激しかったことからこれを制止しようとし、もつれ合っただけで一緒に倒れ、その後の過程において許容限度を超えてしまったというものであり（東京高判平成9年3月27日参照）、職務質問・所持品検査に伴う必要かつ相当なものであるといえること、強制手段に至っていないことなどが認められる。

よって、相手方警察官らが申立人を追跡し、仰向けに転倒させた行為は、いずれも違法とまでは認められない。

(2) 制圧行為について

しかしながら、その後の制圧行為は、職務質問・所持品検査及び任意同行のために必要かつ相当な有形力の行使とは到底言えず、申立人の身体を過度に拘束する実質的逮捕と評価されるべきものである。かかる実質的逮捕は、令状主義を潜脱し、申立人の身体的自由を侵害するものであり、違法と言わざるを得ない。

したがって、相手方警察官らに制圧された際に申立人が負った左手の甲、鼻の上、右眉の上、右耳の擦り傷、首の発赤などの傷害は、違法な行為により生じたものであると評価できる以上、それにより申立人が肉体的・精神的苦痛を受けたと言わざるを得ない。

3 警察署・取調室への連行について

申立人が明確に拒絶の意思を表示したか否かは別論、少なくとも申立人が同行及び取調べを拒否する意思を有していたことは強く推認されるうえ、任意同行及び取調べに関する申立人の明示ないし黙示の承諾もなかったという事情に照らすと、相手方警察官らの上記行為は違法である。

また、本件における相手方警察官らの制圧行為が違法である以上、その後の相手方及び取調室へ連行、相手方での留め置き、警察病院への連行・強制採尿の各行為は、いずれも違法な制圧行為を利用したものとして、令状主義を潜脱し、申立人の身体的自由を侵害するものであり、違法性を帯びる。

4 小括

以上のとおり、相手方警察官らの上記各行為は、申立人の身体的自由に対する著しく不当な制約に該たり、申立人の身体的自由を侵害するものであると言わざるを得ない。

四 結語

よって、第一記載のとおり警告をする次第である。

以 上